

令和6年度 唐津市ロケ及び取材等に対する経費助成【要項】

第1版

令和6年度唐津市ロケ及び取材等に対する経費助成 要項

唐津の魅力発信につながるロケや取材等に要した経費の一部に対して、当該年度の事業費の範囲内で助成を行います。なお、本事業は、唐津市からの業務委託を受けて実施しています。

1. 助成の対象者について

(1) 唐津の魅力発信を目的とした次の者が助成の対象者となります。

なお、「オ」その他唐津の魅力発信に寄与する取組み等については、該当の有無を含め確認を行いますので、申請前に企画内容等のご相談をお願いいたします。

ア. テレビの番組制作者や雑誌のライターなど、マスメディアの関係者

イ. 情報発信サイトの企画担当者やライターなど、ウェブメディアの関係者

ウ. 唐津へのツアー造成を検討する、旅行会社等の企画担当者

エ. 唐津でのイベントや大会開催などを検討する、事業者またはイベントや大会等の主催者

オ. その他、唐津の魅力発信に寄与する取組み等の実施者

(2) 助成対象者が、次に掲げるいずれかに該当するときは助成金を交付できません。

ア. 暴力団、暴力団員

イ. 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ. 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

エ. 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ. 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ. 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2. 助成の条件について

(1) 本要項の規定に従うことを条件とします。

(2) 唐津市内でロケや取材、ツアーやイベント・大会等が行われることを条件とします。

※但し、ロケハンまたはツアー造成やイベント・大会等の「候補地選定のための現地視察」も対象とします。この場合、結果として選定地にならなかった場合でも助成を行います。

(3) 慰安旅行や個人的な旅行では無いことを条件とします。

(4) 実施前には助成金の申請・受付を終えておくことを条件とします。

※事後申請は助成の対象外となります。

(5) 宿泊費、移動費は、必ず金額がわかる資料を提出することを条件とします。

※宿泊は唐津市内泊に限り、「旅館業法」に基づく営業許可を得た、1泊3千円(税込)

以上の施設とします。但し、「下宿営業」は対象外とします。

※移動は出発地から唐津までの単純往復に加え、唐津滞在中の移動費も対象となります。

※他市や他県への撮影や取材等を伴う場合は、必ず事前に問合せをお願いします。

(6) 政治的及び宗教的活動を目的としたものではないことを条件とします。

3. 助成の金額について

宿泊費(唐津市内の宿泊施設に限る)と、出発地から唐津までの移動に要した往復費用の合計額の1/2以内とします。

但し、1申請あたりの助成額は最大50万円までとし、且つ1申請あたり1人8万円以内とします。また、対象期間内の申請は1人(1組織・1部署・1支店等)あたり2回までとします。

4. 助成の対象期間について

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施されるロケ(ロケハン含む)や取材、ツアーやイベント・大会等の開催に向けた候補地視察が対象となります。

宿泊費:令和7年3月30日まで

交通費:令和7年3月31日まで

※4月1日分の助成については、前年度中に事前相談があったものに限り、当日申請でも対象とします。

5. 助成申請期間について

令和6年4月1日から令和7年3月30日までに申請されたものが対象となります。

但し、当申請期間内であっても全体の事業費が上限に達している場合がありますので、申請書を提出する前に協会あて確認をして頂くようお願いいたします。

6. 助成金の申請について

(1) 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、申請書(様式1)に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して、ロケや取材等を実施する前日までに唐津観光協会へ提出し、受付番号をもらうことが必要です。

(2) 申請・承認されたロケや取材等を中止する場合、または計画を変更する場合は、変更・取下申請書(様式2)を会長に提出し、受理されることが必要です。但し、日程や予定人数など軽微な変更については、申請が不要な場合もありますので、事前に唐津観光協会へお問い合わせください。

7. 実績報告並びに助成金の交付について

(1) 申請者は、対象となるロケや取材、ツアーやイベント・大会等の現地視察等が終了した日から30日以内もしくは、令和7年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式3-1)、宿泊証明書(様式3-2)、経費内訳表(様式3-3)、その他必要な領収書等を提出してください。

(2) 実績報告書が提出されたら、会長はその内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定するとともに、その額を確定し、確定通知書(様式4)を発送します。

(3) 確定通知書を受け取った申請者は、速やかに振込先を記入した請求書(様式5)を(各申請者の任意様式でも可)、一般社団法人唐津観光協会あてに提出してください。

*電子受付も可とします。

(4) 会長は、助成金の交付決定を受けた者又は助成金の交付を受けた者が虚偽の申請又は報告、この要項の規定に違反したときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。